

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年2月19日（平成30年（行個）諮問第21号）

答申日：平成30年7月2日（平成30年度（行個）答申第63号）

事件名：本人が行った審査請求に対して特定労働者災害補償保険審査官が行った決定に係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私の労災保険休業補償給付変更決定処分（平成29年特定月日A付）に対する審査請求に対して、静岡労働局災害補償保険審査官が平成29年特定月日B付けでした決定に関わる一切の書類。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、静岡労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年11月14日付け静岡個開（決）第29-178号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 全部開示を請求する。

イ 理由

私の休業補償給付支給決定（平成29年特定月日A付）に対する審査請求に対して平成29年特定月日B付けで、静岡労働局災害補償保険審査官がした決定に関わる一切の書類を請求したが、部分開示であった。

医師の紹介状、電話照会の内容、調査復命書、診断書、医師の意見書、診療録等が、マスキングされており、詳細不明である。これでは、休業補償不支給に対する再審査請求時に詳細な意見書を書く事が、不可能である。したがって、原処分を取り消し、全部開示を請求する。

(2) 意見書

ア 趣旨

全部開示を請求する。

イ 理由

休業補償の不支給決定は、請求人にとり、非常に重大な決定であるから、行政はその理由を詳細に説明するべきである。

またその根拠となった理由を開示するのは、当然の事である。

そしてその際医師の意見が最も大きな根拠となるものであるから、開示をするのが当然である。

医師の意見を不開示で、不支給決定を下すのは、理由を述べずに処分をするのに等しい。

したがって医師の意見は全て開示すべきであり、主治医意見書、添付資料、診療情報提供書、電話照会、実地調査復命書等、全てを開示すべきである。

そもそも主治医が休業の必要性があるとした診断書を提出したのにも関わらず、正反対に意見を変更した訳であるから、その理由を開示するのが、当然の事である。

むしろ監督署より医師に対して不当な圧力があったと考えるのが妥当であり、なおさら監督署と医師との間のやりとりは、全て開示されるべきである。

また今回休業補償不支給決定に対し再審査請求する際にいずれも重要な内容であるから開示するべきである。

したがって全部開示を請求する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人は、平成29年10月1日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「私の労災保険休業補償給付変更決定処分（平成29年特定月日A付）に対する審査請求に対して、静岡労働局災害補償保険審査官が平成29年特定月日B付けでした決定に関わる一切の書類。」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、平成29年11月22日付け（同月27日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「私の労災保険休業補償給付変更決定処分（平成29年特定月日A付）に対する審査請求に対して、静岡労働局災害補償保険審査官が平成29年特定月日B付けでした決定に関わる一切の書類。」である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2, 7の①②, 11, 12の①, 14の①②, 15, 17, 18, 19, 20, 23, 26, 27及び28の不開示部分は、審査請求人以外の氏名など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号12の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官に対して、医師が提出した診療情報提供書に関する記述であり、これらの内容が開示された場合には、提供者が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号7の③の不開示部分は、特定事業場が一般に公にしていない情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号12の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官に対して、医師が提出した診療情報提供書に関する記述であり、これらの内容が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、提供者が心理的に大きな影響を受け、提供者自身が把握・認識している事実関係につい

て申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働局及び労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月2日 審議
- ④ 同月5日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年6月7日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私の労災保険休業補償給付変更決定処分（平成29年特定月日A付）に対する審査請求に対して、静岡労働局災害補償保険審査官が平成29年特定月日B付けでした決定に関わる一切の書類。」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号30に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきと主張している。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示を維持することが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 法14条2号該当性について

ア 通番1及び通番12について

通番1は、静岡労働者災害補償保険審査参与の署名及び印影であり、通番12は、地方労災医員の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当する。

静岡労働者災害補償保険審査参与及び地方労災医員の氏名は「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当し、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされているが、署名及び印影についてまで開示する慣行があるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 通番2（診療担当者署名及び印影部分）、通番4、通番5、通番7（医師の署名及び印影部分）、通番9、通番13及び通番14について

当該部分は、審査請求人が受診した医療機関の医師の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 通番2（上記イを除く。）、通番7（上記イを除く。）、通番8、通番10、通番11、通番15及び通番16について

当該部分は、特定労働基準監督署の担当調査官が電話照会した相手方等の氏名並びに審査請求人が受診した医療機関の医師及び職員の氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの

に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 法14条3号イ該当性について

通番3は、特定事業場の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、それにふさわしい形状のものであると認められ、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 法14条2号及び7号柱書き該当性について

通番6は、医師の意見であり、これを開示すると、医師が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、医師自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文 書 番 号	2 対象文書名	3 通 番	4 諮問庁が「不開示を維持する部分」としている部分	5 不開示情報 (法14条該当号)		
				2 号	3 号 イ	7号 柱書 き
1	決定書		—			
2	参与意見	1	1頁ないし4頁の静岡労働者災害補償保険審査参与の署名及び印影	○		
3	診断書①		—			
4	診断書②		—			
5	意見書①		—			
6	休業支給決定決議書		—			
7	休業補償給付支給請求書	2	① 1頁診療担当者署名及び印影 ② 2頁担当者名	○		
		3	③ 1頁事業場の印影		○	
8	休業実地調査復命書①		—			
9	休業実地調査復命書②		—			
1 0	意見書依頼①		—			
1 1	意見書②	4	医師の署名及び印影	○		
1 2	診療情報提供書	5	①印影部分	○		
		6	②「既往歴及び家族歴・症状経過及び検査結果・治療経過・現在の処方」欄15行目14文字目ないし17行目最終文字	○		○
1 3	意見書依頼②		—			
1 4	意見書③	7	① 医師の署名及び印影 ② 「依頼事項にかかる意見（検査成績等）」欄15行目11文字目ないし14文字目	○		

1 5	休業実地調査復 命書③	8	4 頁目 2 7 行 3 文字目ないし 4 文 字目	○		
1 6	意見書依頼③		—			
1 7	意見書④	9	医師の署名及び印影	○		
1 8	電話照会等処理 票①	1 0	相手方氏名	○		
1 9	診療録	1 1	2 頁ないし 3 頁, 6 頁, 2 1 頁な いし 2 3 頁, 2 8 頁ないし 2 9 頁 の不開示部分	○		
2 0	意見書⑤	1 2	地方労災医員の署名及び印影	○		
2 1	長期療養者に係 る調査復命書		—			
2 2	診断書依頼		—			
2 3	傷病の状態に関 する診断書	1 3	医師の署名及び印影	○		
2 4	休業実地調査復 命書④		—			
2 5	意見書依頼④		—			
2 6	意見書⑥	1 4	医師の署名及び印影	○		
2 7	電話照会等処理 票②	1 5	相手方氏名	○		
2 8	電話照会等処理 票③	1 6	相手方氏名	○		
2 9	電話確認記録書		—			
3 0	診療費請求内訳 書		—			

注) 理由説明書・別表の文書番号 1 2, 2 4 の下線部に誤植があり, 当審査会事務局で訂正した。